

国立大学法人愛媛大学及び国立大学法人高知大学共同入札監視委員会要項

〔平成26年1月1日
学長裁定〕

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人愛媛大学及び国立大学法人高知大学共同入札監視委員会共同設置に関する覚書第1の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学及び国立大学法人高知大学共同入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 委員会は、国立大学法人愛媛大学及び国立大学法人高知大学（以下「両大学」という。）において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について審査することにより、入札・契約の過程及び内容の透明性並びに公正な競争を確保することを目的とする。

(委員会の業務)

第3 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 両大学が発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務に係る、入札・契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 両大学が発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務のうち委員会が抽出したものに係る、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- (3) 次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。
イ 入札・契約手続（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものに係るもの）を除く。)
ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起

(組織)

第4 委員会は、3人以上の委員をもって組織する。

2 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、両大学が協議の上、両大学長が共同で委嘱する。

(委員の任期等)

第5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の氏名及び職業は、公表する。

(委員長)

第6 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

第7 第3第1号及び第2号に規定する事項に係る会議（以下「定例会議」という。）は、委員長が招集し、原則として年に1回以上開催する。

2 第3第3号に規定する事項に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、再苦情の申立てがあったときに、却下すべき場合を除き、委員長が招集し、開催する。

3 前2項に規定する会議は、非公開とし、議事の概要は公表する。

（意見の具申又は勧告）

第8 委員会は、第3第1号又は第2号に規定する事項に関し、報告の内容又は審議した対象工事等に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、当該学長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項に規定する意見の具申又は勧告を行った場合には、これを公表する。

（再苦情処理）

第9 委員会は、第3第3号に規定する事項に係る審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を当該学長に報告するとともに、公表する。

2 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から概ね50日（休日を含む。）以内に行わなければならない。

（委員の除斥）

第10 委員は、第3第2号又は第3号に規程する事項に係る審議に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に關係のある議事に加わることができない。

2 第3第2号又は第3号に規定する事項に係る審議に関し、委員が、議事の対象となる発注機関の役職員である場合、当該委員は議事に加わることができない。

（守秘義務）

第11 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を辞した後も、また同様とする。

（事務）

第12 委員会の事務は、国立大学法人愛媛大学施設基盤部施設企画課及び国立大学法人高知大学財務部施設企画課が共同で行い、隔年で担当するものとする。ただし、再苦情処理会議に係る事務は、苦情の申立てがあった大学において処理するものとする。

（委員の給与等）

第13 委員会委員の給与及び旅費については、事務担当大学が負担し、当該大学の規定に基づき支給する。

（雑則）

第14 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、両大学の協議により定めるものとする。

附 則

この要項は、平成26年1月1日から施行する。